

# 復興特区制度（仮称）等の検討状況について

平成23年8月23日  
東日本大震災復興対策本部事務局

1. 復興特区制度（仮称）については、これまで行った調査や意見交換会での被災地方公共団体の御意見も踏まえ、先月29日に東日本大震災復興対策本部において決定された「基本方針」において、地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメードで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度の創設が盛り込まれたところ。

2. この基本方針を受け、現在、臨時国会への法案提出に向けて、関係府省との調整を進めている。

## <制度の趣旨>

- 地域主体の復興を支援
- 地域の創意工夫を生かしてオーダーメードで規制・制度の特例や支援を実施
- 区域限定で旧来の発想にとられない思い切った規制・制度の特例や支援を実施
- 各種特例のために地方公共団体が定めることが必要な事項は可能な限り復興特区計画でワンストップ対応し、手続きを簡素化
- 国と地方が協議する場を通じて、地方の復興に関するコンセプトづくり、計画づくりの進捗に応じて柔軟に調整・協議

## <復興特区制度の基本的なしくみ>

- (1) 復興特別区域（仮称）の指定
- (2) 基本方針
- (3) 国と地方の協議会の設置
- (4) 地域協議会の設置
- (5) 復興特区における特別措置

○ 下記の①②③のパターンに応じ、規制・制度の特例や税、財政、金融上の支援を特別措置として適用することを検討。

- ① 地方公共団体作成の復興特区計画に対する国の認定による特別措置
- ② 土地利用再編計画などの地方公共団体計画による特別措置
- ③ 地方公共団体の計画等とは関係なく復興特区内において直接適用される特別措置

○ 被災地域が復興計画等を検討するに当たり前提となるような事項や復興での必要性が想定される事項については、可能な限り、制度創設時から特別措置として盛り込む。

※東日本大震災に起因した復興特区以外の特別措置についても検討（ただし、全国的な恒久措置を除く。）

上記の内容は、関係方面との調整を経たものではない。今後、内容の変更があり得る。